



## 組織概要

**名称** 原子力エネルギー協議会  
Atomic Energy Association (ATENA)

**所在地** 〒100-8118  
東京都千代田区大手町1-3-2 (経団連会館内)

**設立** 2018年7月1日

**役員**  
(設立時点)

理事長	門上 英	(三菱重工業株式会社)
理事	豊松 秀己	(関西電力株式会社)
理事	富岡 義博	(電気事業連合会)
監事	高橋 明男	(一般社団法人日本原子力産業協会)
監事	高本 学	(一般社団法人日本電機工業会)

**会員**  
(設立時点)

19法人・団体  
関西電力株、九州電力株、四国電力株、中国電力株、  
中部電力株、電気事業連合会、電源開発株、  
(一財)電力中央研究所、東京電力ホールディングス株、  
東芝エネルギーシステムズ株、東北電力株、  
(一社)日本原子力産業協会、日本原子力発電株、  
(一社)日本電機工業会、株日立製作所、  
北陸電力株、北海道電力株、三菱重工業株、三菱電機株 (五十音順)



Atomic Energy Association

原子力エネルギー協議会

自らがリーダーシップを発揮し、  
原子力の安全に関する課題に対して  
一歩前に踏み出して取り組むことで、  
原子力事業者の安全性向上の取り組みを  
促進してまいります。

原子力事業者は、福島第一原子力発電所事故以降、新規規制基準に的確に対応することはもとより、事故の反省と教訓を踏まえ、「原子力のリスクにゼロはない」という考え方の下、原子力安全推進協会(JANSI)や電力中央研究所・原子力リスク研究センター(NRRC)と連携しながら、様々な安全対策を導入しており、安全性を高めたプラントが順次再稼働しています。しかしながら、原子力に対する社会からの信頼を取り戻すまでには至っておらず、原子力を取り巻く環境として、依然厳しい状況が続いていると認識しております。

原子力事業者の自主的かつ継続的な安全性向上の取り組みを定着させるためには、メーカーを含めた原子力産業界全体が連携し、規制当局等とも対話を行いながら、効果的な安全対策を立案し、原子力事業者の現場への導入を促す透明性のある仕組み作りが重要です。

当協議会は、原子力産業界をコーディネートして産業界の各機関が持つ知見・リソースを効果的に活用し、原子力産業界として取り組むべき課題を特定するとともに、科学的・客観的な視点から安全対策を立案します。加えて、立案した対策を国内の原子力発電所に広く展開していくことにより、原子力発電所の安全性を更に高い水準に引き上げてまいりたいと考えております。

私は、日頃より、原子力産業界が目指す安全性向上の取り組みは、「急流の中、上流に向けて漕ぎ出すボートである」と考えております。ボートは、漕ぎ続けなければ、自然の流れでどんどんと下流に押し流されてしまいます。今後、協議会というボートの漕ぎ手である原子力事業者とメーカー等が、お互いに知恵を出し、連携しながら、息を合わせて漕ぎ続けることができれば、目標としている上流に、言い換えると、さらに高い安全水準に向かっていくことができると信じております。

そのためにも、原子力事業者、メーカー、関係団体が一体となって安全性向上に取り組むとともに、私ども協議会は、原子力産業界の中で自らリーダーシップを発揮して一歩前に踏み出す、そのような覚悟を持って取り組んでいく所存です。



原子力エネルギー協議会  
理事長

門上 英

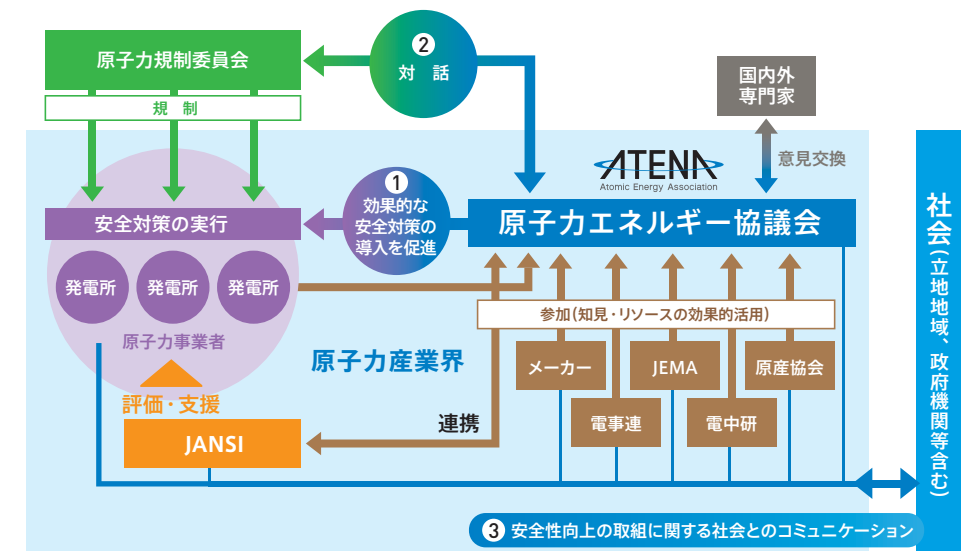


## 原子力エネルギー協議会について

福島第一原子力発電所事故の後、原子力産業界は、このような事故を二度と起こさないという強い決意の下、原子力安全推進協会(JANSI)や電力中央研究所・原子力リスク研究センター(NRRC)をはじめとした、安全性向上に資する組織による原子力事業者への支援等を通じて、規制の枠に留まらない、より高い次元の安全性確保に向けた取り組みを進めているところです。

このような原子力産業界の自律的かつ継続的な取り組みを定着させていくことを目的に、原子力産業界全体の知見・リソースを効果的に活用し、規制当局等とも対話を行いながら、効果ある安全対策を立案し、原子力事業者の現場への導入を促す新たな組織として、「原子力エネルギー協議会」(Atomic Energy Association 英語略号: ATENA)が設立されました。

## 原子力エネルギー協議会の役割



(電事連=電気事業者連合会、JEMA=日本電機工業会、電中研=電力中央研究所、原産協会=日本原子力産業界協会)

- ①原子力産業界全体で共通課題の解決に取り組み、原子力事業者に効果的な安全対策の導入を促す
- ②安全性向上という共通の目的の下、規制当局と対話する
- ③さまざまなステークホルダーと安全性向上の取り組みに関するコミュニケーションを行う

# 原子力エネルギー協議会の事業内容について

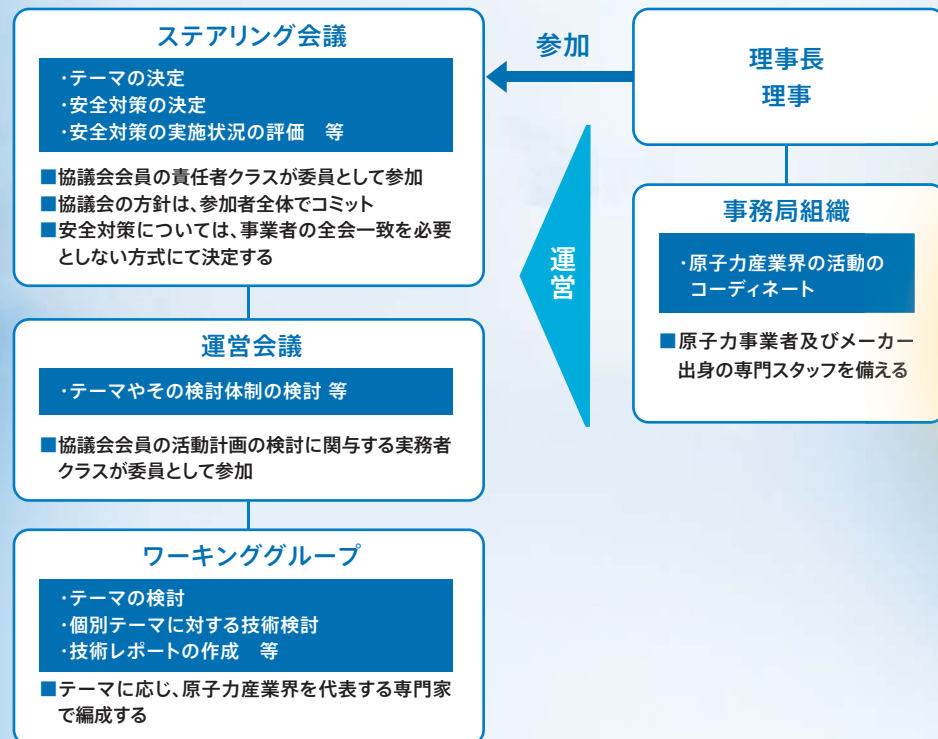
Mission  
ミッション

Vision  
ビジョン

Activity policy  
活動方針

- 原子力産業界全体の知見・リソースを効果的に活用しながら、自主的に効果ある安全対策を決定し、原子力事業者の現場への導入を促すことにより、原子力発電所の安全性をさらに高い水準に引き上げます。
- 原子力産業界の中で自らがリーダーシップを発揮し、原子力の安全に関する課題に対して一歩前に踏み出して取り組むことで、原子力事業者の安全性向上の取り組みを促進します。
- 原子力の安全に関する共通課題に対し、原子力産業界を構成する原子力事業者・メーカー・関係団体等が全体で取り組むためのしくみを備えます。このしくみの下、協議会がリーダーシップを発揮し、原子力産業界の代表者として規制当局等とも対話を行いながら、専門性、透明性及び客観性を持って、原子力の安全に関し、原子力産業界で取り組むべき課題(テーマ)の特定・検討ならびに、独自のガバナンスの下で自主的な安全対策の決定を行い、原子力事業者の現場への導入を促します。

## 原子力エネルギー協議会のしくみ



### [公開]

- ・原子力産業界で取り組むテーマ
- ・技術レポート
- ・事業者による安全対策の実施状況 等

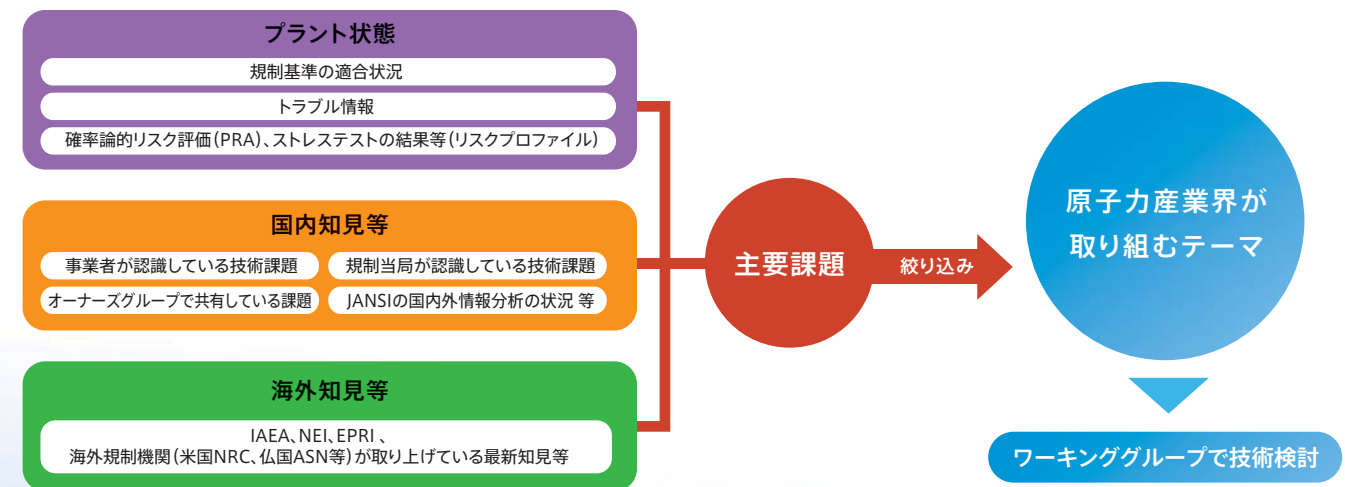
## 原子力産業界の共通課題の特定・検討

### テーマの特定

プラント状態や国内外の最新知見等を調査、分析し、海外有識者の意見等も取り入れ、リスク低減効果や重要度を評価の上、原子力産業界として取り組むべき課題を「テーマ」として抽出する。テーマは、協議会会員の責任者クラスが委員として参加するステアリング会議にて特定する。

### テーマの検討

個別テーマに対し、メーカー等の専門家が参加するワーキンググループで技術検討を行う。



確率論的リスク評価(PRA): 原子力発電所で発生する可能性のある事故のシナリオを網羅的に洗い出し、それぞれの発生頻度と、万一それが発生した場合の影響の大きさを定量的に評価する手法  
 ストレステスト: 原子力発電所に設計上の想定を超える事象が発生した場合の安全上重要な施設・機器等の安全裕度を評価する手法  
 リスクプロファイル: 原子力発電所の定量的又は定性的なリスクの評価結果  
 オーナーズグループ: 国内原子力事業者と国内プラントメーカーの間で必要な技術検討の実施及び技術情報を共有するための会合。PWR事業者連絡会とBWR事業者協議会がある

IAEA International Atomic Energy Agency(国際原子力機関) NEI Nuclear Energy Institute(米国原子力エネルギー協会)  
 NRC Nuclear Regulatory Commission(原子力規制委員会) EPRI Electric Power Research Institute(米国電力研究所)  
 ASN Autorité de sûreté nucléaire(原子力安全局)

## 安全対策等

### 安全対策の決定

安全対策は、ステアリング会議にて、参加者全体でコミットする。また、原子力事業者の全会一致を必要としない方式にて決定する。

### 技術レポートの作成、公開

安全対策等は、「技術レポート」とりまとめ、公開する。

### 技術レポートの例

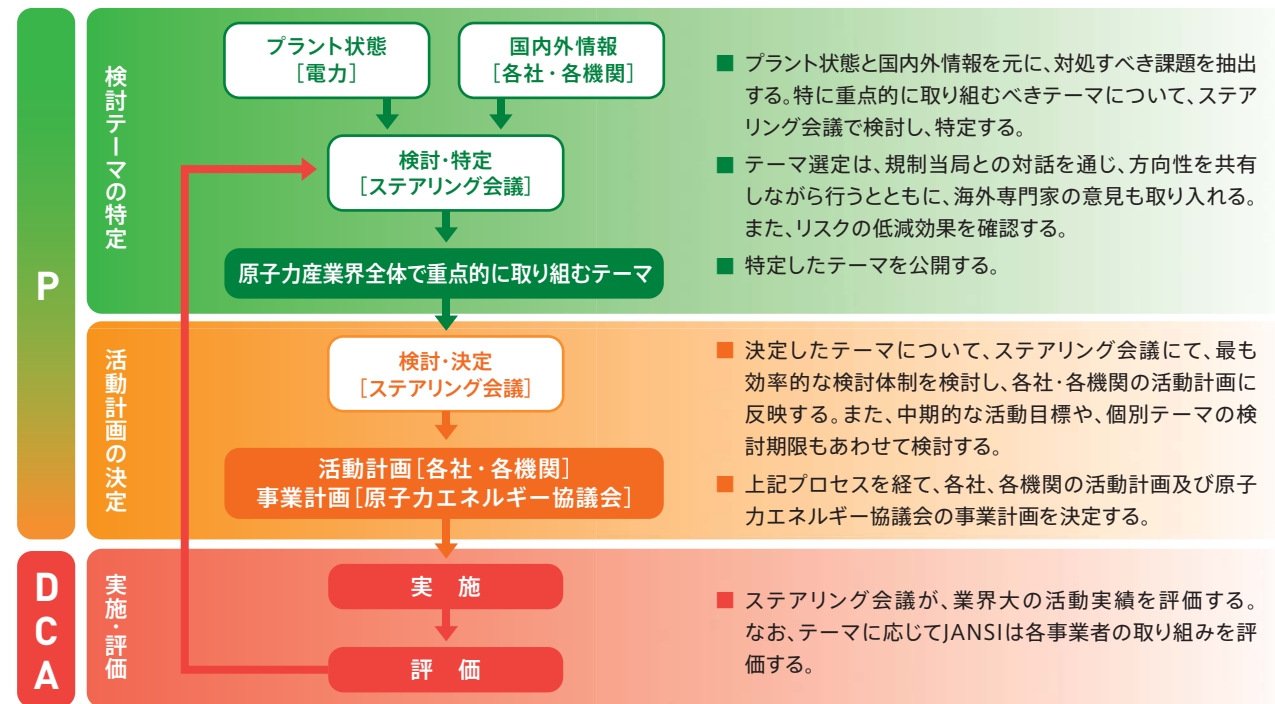
- さらなる安全性の向上に資する、原子力産業界の自主ガイド
- 新たな知見への対応方針
- 規制制度の運用方法を具体化したガイドライン 等

## 評価・公開

原子力事業者の安全対策の実施状況等について、リスク低減効果も踏まえ、毎年評価し、公開する。

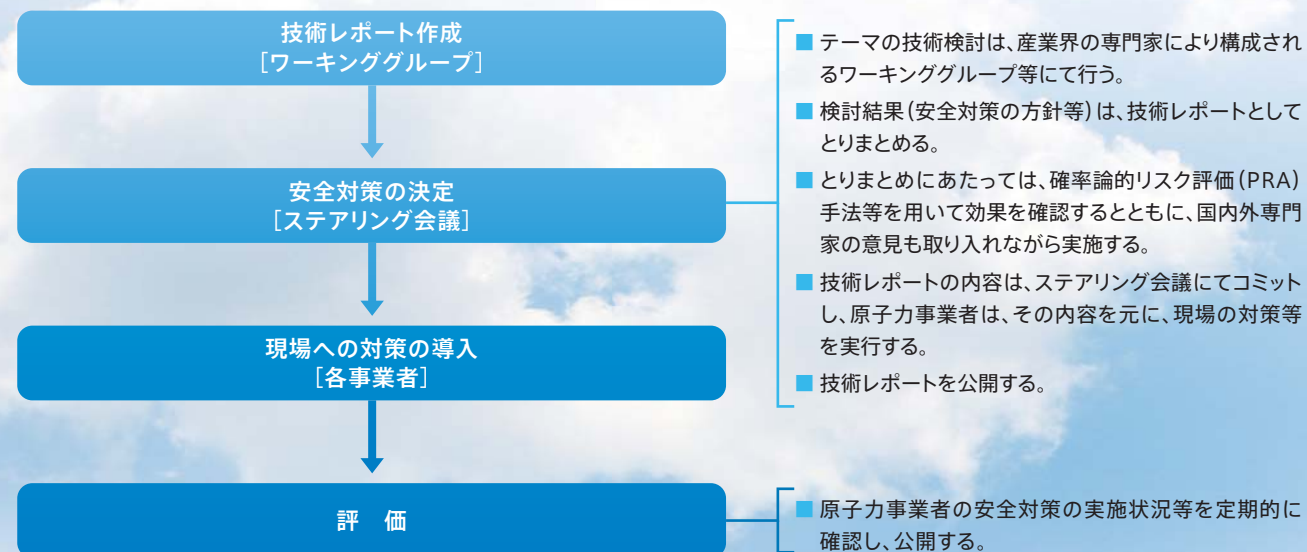
## 事業活動

以下の業務プロセスに従い、原子力産業全体で重点的に取り組む必要がある事項を事業計画に定めるとともに、活動実績を評価することで、PDCAを回していく。



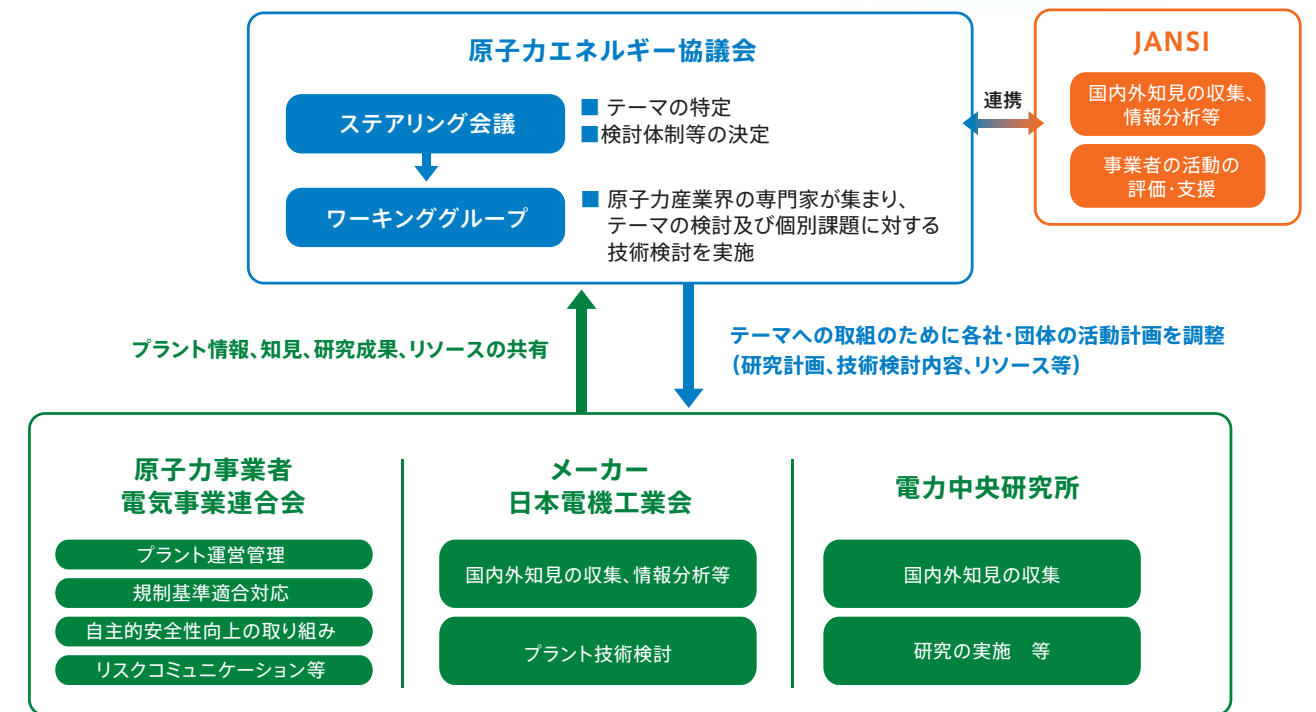
PDCA:業務の改善に係る活動サイクルを指す。Plan・Do・Check・Actionの頭文字を並べた言葉

## 個別課題の検討フロー



## 原子力産業界の活動のコーディネート

原子力産業界として取り組むべき課題(テーマ)の特定、個別テーマの検討等の各段階において、原子力産業界が保有する知見・リソースを活用し、効率的・効果的に活動を行う。



## 規制当局との対話

テーマの検討段階より、規制当局、事業者双方が課題を共有し、その中から、安全性を効果的・効率的に高めるために、検討を深めることが有益と思われるテーマを双方で確認するプロセスを踏んだ上で、テーマを特定する。また、個別テーマの検討においても、安全対策等の方向性について、規制当局とも対話を行い、方向性を確認しながら進める。

## 国内外専門家との意見交換

テーマの検討や安全対策等の決定にあたっては、国内外専門家の意見等を取り入れながら実施する。